

法政大学（以下、「本学」という。）は、法政大学憲章に基づき、多様な視点と先見性をそなえた研究に取り組むとともに、社会や人のために真に自由な思考と行動を貫きとおす自立した市民を輩出することで地球社会の課題解決に貢献することを使命としている。これを実現するため本学は、研究活動によって得られた成果を蓄積し、社会への還元を進めるにあたり、研究データの管理、公開及び利活用について以下のとおり定める。

なお、本ポリシーは、本学における研究データの管理、公開及び利活用に関する方針を示すものであり、法令、契約及び本学が定める規程等の実施に制約を与えるものではない。

（１）本ポリシーは、法政大学憲章の理念のもとに策定するものであることを示した。

（研究データ）

１ 本ポリシーが対象とする「研究データ」とは、本学における研究活動の過程若しくは結果として研究者によって収集又は生成された情報を指し、デジタルか否かを問わない。

（２）研究データとは、研究の過程あるいは研究の結果として収集・生成される文書・数値データ・画像等の資料、実験試料・標本等の試料及び装置等を指す。データ形式（印刷物、デジタル、物体等）やデータの加工段階などは問わない。収集または生成したデータだけでなく、それらを解析または加工して作成したデータも含まれる。

（３）研究データの例

a 研究の過程による分類

「観測データ」「試験データ」「調査データ」「シミュレーションデータ」「史資料」「プログラム」「研究ノート」「論文等に記載された情報」等

b 加工過程による分類

「一次データ」（研究対象から新規に収集・生成されたオリジナルデータ）

「二次データ」（一次データを加工したデータ、一次データを解析したデータ）

「最終データ」（論文等の根拠となるデータ）等

c データ種別による分類

「数値データ」「テキストデータ」「画像データ」「音声データ」「データベース」「ソースコード」等

d 形状による分類

文書・数値データ・画像等の「資料」、実験試料・標本等の「試料」、「装置」等

（４）本ポリシーが対象とする研究データには、学外の研究者や講師が、共同研究、施設利用、講演会等、法政大学における研究活動を通して収集または生成したデータも含まれる。学部及び大学院の学生が教育を受ける上で収集または生成したデータは含まれない。

研究者が、以前に在籍した機関で収集または生成した研究データであっても、大学在籍中にこれらを保持・利用している場合には、本ポリシーの対象となる。

（５）研究者とは、「法政大学研究倫理規程」第２条に定めるものを指す。兼任講師や兼任所員、客員研究員等、研究補助者等、学部及び大学院の学生も含め、法政大学における研究活動を主体的に担う者をいう。ただし、研究活動を事務的に支援することは、「研究活動を主体的に担う」に該当しない。

共同研究等の相手先の大学や企業、機関等に在籍する者が本学の研究活動に従事する場合は、相手先との協議のうえ本ポリシーにおける「研究者」に含むことができる。

(研究データの管理及び公開)

2 本学及び研究者は、法令、本学の規程（これに準ずるものを含む）の範囲内並びに他の者の権利及び法的利益を害さない範囲において、相互に協力して研究データを適切に管理及び公開する。

- (6) 研究者は、特段の定めがある場合を除き、自身の研究データを利用する権限（以下、研究データ利用権限と称する）、研究データの保存・利用条件をコントロールできる権限（以下、研究データ管理権限と称する）、及び研究データ管理権限を本学の他の研究者に両者の合意のもと移譲する権限を有するものとする。
- (7) 管理・公開の対象とする研究データは、各分野における法的・倫理的要件、研究者コミュニティや部局等での標準等を踏まえて、研究者が決定するものとする。
- (8) 研究データの管理・公開においては、法令及び法政大学の規程（法政大学研究倫理規程等）、他機関との契約等によって別段の定めがある場合にはその定め範囲にとどまるべきことはもとより、当該データについて第三者が権利や法的利益を持つ場合（データが第三者の著作物や個人情報を含んでいる場合等）や、安全保障の観点からその流通が規制されている場合（外国為替及び外国貿易法の輸出規制対象情報等）には、それらを害してはならないという制約を受ける。以前に在籍した機関で収集または生成した研究データについては、当該機関のポリシー等を害することのないよう、必要があれば契約を締結するなど、研究データの帰属等に関して問題が発生しないように留意する。

(研究者の責務)

3 研究者は、それぞれの研究分野の特質を踏まえ、前項に掲げる範囲内において研究データを適切に管理し、可能な限り公開することでその利活用を促進する。

- (9) 研究データの管理とは、データの収集、生成、整理、解析、加工、共有、保存、破棄等、研究活動の開始から終了までの研究データの取扱いを定め、これを実践することをさす。研究者は研究データの管理において以下のことに留意する。なお、個人情報保護法、関連法令やその他法令、各分野における研究倫理規程、本学の規程及び共同研究契約等に特段の定めがある場合は、その定めに従うものとする。
 - a 研究組織の明確化
研究データ管理を行う研究組織（個人または研究グループ）を明確にする。
 - b データマネジメントプランの作成
研究開始前に具体的な研究データ管理方法を記載したデータマネジメントプランを作成する。
 - c 他機関研究者との合意形成
他機関と共同研究等を行う場合に、研究中及び研究後の研究データの適正な管理方法や保存、利用に関する権限等について事前に協議して合意を得る。
 - d 研究データの品質確保
研究データの信頼性、再現性、トレーサビリティ等、研究データの品質確保に努める。

保存する研究データは、検索可能かつ必要に応じて再利用が可能な形で保存する。具体的には、データの名称・作成者・作成日・概要等のメタデータを付与し、必要に応じて検索可能な状態で保存する。

e 研究データの保存

研究中においては、研究データを研究者の管理の下、安全に保存する。保存にあたっては、本学が契約するストレージサービス「Box」を標準ストレージに設定したGakuNinRDMの利用を原則とする。

f 研究データの保存期間

論文その他の研究成果の発表後は「法政大学研究倫理規程」にて規定されている研究資料等の保存期間に従い保存・管理することを原則とするが、保管スペースの制約等の物理的に止むを得ない事情等がある場合、保存・保管が本質的に困難なもの又は保存に多大なコストがかかるものについては、学部長等の所属長の判断により保存期間を決定することができる。なお、法令等に別に保存期間に関する定めがある場合はそれに従う。保存期間の過ぎた研究データは研究者が破棄、移譲等を決定し、適正に実施する。

g 他機関への転出、退職・卒業等による離職後の研究データの扱いの決定・実施

研究者が他機関に転出する場合、及び退職、卒業等により本学から離籍する場合は、転出・離籍の前後において研究データの価値が損なわれることのないよう、所属組織の関係者等と協議の上、研究データ管理の維持に努める。特に「法政大学研究倫理規程」にて論文等の根拠となった研究資料等の保存期間が規定されていることに留意する。

h gの研究データ管理権限を移譲する手続きあるいは研究データ作成者が保持し続けることができない研究データに関しては、本学で協議の上、研究データ管理権限を含む全ての権限が本学に移譲されたものとする。また、本学は在籍している研究者に研究データ管理権限を引き継ぐように指示できる。

(10) 研究データの公開とは、研究データを他の者が利用できる状態にすることをさす。研究者は研究データの公開・利活用促進において以下のことに留意する。なお、個人情報保護法、関連法令やその他法令、各分野における研究倫理規程、本学の規程及び共同研究契約等に特段の定めがある場合は、その定めに従うものとする。

a 公開データの信頼性

研究データの公開に際しては、不用意・不適切な研究データを公開することのないよう、公開するデータの信頼性の確保に努める。

b 公開の適否判断

研究データの公開に際しては、オープン・アンド・クローズ戦略(※1)に基づき、わが国の安全保障及び本学の研究競争力と研究データ公開による国際的貢献とのバランスを考慮の上で、各分野における法的及び倫理的要件、研究者コミュニティ及び本学での標準等に鑑みて研究者が判断するものとする。知的財産に該当する（またはこれに準じる価値を有する）研究データについては法令及び本学の知的財産関連の規則を遵守し、有償提供（利用許諾）による利用も積極的に進めるものとする。また、個人情報保護・機密保持等の観点から公開に制限がある場合や、公開によって第三者の権利を侵害する恐れのある場合は非公開（公開対象外）とする。

c 公開の原則

公開に問題がないと判断された研究データの公開に際しては、「FAIR 原則(※2)」に則り、以下の点に留意しながら可能な限り公開する。

- (a) 非デジタル形式の研究データは、公開のために可能な限りデジタル化することを推奨する。この場合のデジタル化は、研究データの現物そのものをデジタル化する方法と、現物の所在等を示すメタデータをデジタル化する方法のいずれでも差し支えない。
- (b) 公開することが適当とされた研究データは、適切なメタデータ(※3)を付してインターネット上に公開するものとする。また、永続的に公開する場合は、DOI 等の永続的識別子を付して公開することを推奨する。
- (c) 研究データを公開する際には、適切なライセンス情報を付し、利用者にはその遵守を求めるものとする。また、必要に応じて、研究目的での利用、国内での利用その他の条件を規定することが望ましい。
- (d) デジタル形式の研究データの公開に際しては、信頼できるデータリポジトリを利用することを推奨する。

※1 研究データにおけるオープン・アンド・クローズ戦略とは、研究データの特性から、公開するものと非公開にするものとに分けて進める戦略のこと。

※2 FAIR 原則とは、2014 年に FORCE11(The Future of Research Communications and e-Scholarship)での議論に基づき作成された、データ公開・共有の適切な状態を示す原則として広く認められているもの。「Findable (見つけられる)」「Accessible (アクセスできる)」「Interoperable (相互運用できる)」「Reusable (再利用できる)」の略。

出典：<https://force11.org/info/the-fair-data-principles/>

※3 適切なメタデータとは、本ポリシーの制定時においては、内閣府の統合イノベーション戦略推進会議による「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方(2021 年 4 月 27 日)」にて提示されている「メタデータ共通項目」を含むものとする。今後、研究データをめぐる環境に変化がある場合は適宜見なおしを行う。

(大学の責務)

4 本学は、研究データの管理、公開及び利活用促進を支援する環境の整備を推進する。

- (1 1) 大学は、大学の将来に渡る研究活動を守ることや学問研究の発展のために、研究データを適切に管理・公開し、利活用に供することができる基盤を整備する等、支援環境を整える。大学が研究者に提供する環境整備の例として以下が考えられる。
 - a 研究データを管理するためのデータストレージの提供
 - b 研究データを公開するための機関リポジトリ等の基盤の提供
 - c 研究データの管理、公開、利活用促進に関わるガイドラインや実施要項等の策定
 - d 研究データの管理、公開、利活用促進に関する啓発活動
- (1 2) 学部長等の所属長は、研究者等に対し、研究データの保存についての指導及び教育を行うとともに、研究データが適切に管理・公開されていることを定期的に点検する。
また、本学の研究データポリシーの主旨及び本解説を尊重した上で、学部等の分野・組織の特性等に応じて研究データ管理・公開に関して独自の規程等を策定することができる。

(その他)

5 社会や学術環境の変化に応じて、適宜本ポリシーの見直しを行うものとする。

(13) 本ポリシーは社会や学術環境の変化に対応し、見直しを行うものであることを明示している。

以上